



鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 148 平成31年1月号

発行者

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

鶴見支部

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号

(鶴見商工会館2階)

電話 045-503-0017

FAX 045-505-3411

発行責任者

支部長 神田知幸



賀
正

年頭挨拶

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部長

神田知幸

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎え益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。昨年は神奈川労務安全衛生協会鶴見支部の事業運営に対し、鶴見労働基準監督署並びに会員事業場の皆様には、多大なるご支援ご協力を賜り誠にありがとうございました。

また昨年10月に横浜で開催されました第77回全国産業安全衛生大会は、労働安全衛生にかかる功績者に対する表彰式展、約270件の事例研究や講演が行われ1万1千名を超える参加者を迎えて、大盛会のうちに終了することができました、重ねて御礼申し上げます。

県下の経済状況は、引き続き緩やかな回復基調が続き、雇用情勢も改善し個人消費も緩やかに持ち直し設備投資も増加の見通しとなっており、景況感の改善が見込まれ景気の回復が期待されます。また2019年には相模鉄道から都心への直通運転の開通やラグビーワールドカップが決勝戦を含め県内スタジアムで開催されるなど多くのイベントによる経済効果も見込まれています。

昨年は第13次労働災害防止推進計画の初年度でしたが、鶴見労働基準監督署管内では、死亡災害が0件、休業4日以上の死傷者数は171人(10月末現在)と昨年同期比2人減、目標値232人に対しても下回るペースとなっています。会員事業場の皆様には、引き続き死亡災害の撲滅に向けて「墜落・転落および施設、設備、機械等に起因する災害」の防止対策の推進、どこの職場でも起こり得る「転倒」「腰痛」「熱中症」などの災害の予防対策とともに、労働者の心の健康の保持増進のためメンタルヘルス対策、疾病を抱える労働者の健康確保対策、化学物質等による健康障害防止対策など安全衛生計画の一層の推進をお願い申し上げます。

また、本年4月より働き方改革関連法が順次施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向け、長時間労働のは是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保などが求められています。この中には労働時間に関する制度の見直しやいわゆる非正規雇用者の待遇改善など、事業経営に大きな影響を及ぼすものもあり、十分な準備としっかりとした対応が必要です。

本年も「誰もが安全に安心して健康で働くことができる職場環境の実現」を目指し、本部と連携し各種講習会、研修会、セミナーなど支部活動を推進してまいります。今後とも、鶴見労働基準監督署をはじめ、各関係機関及び関係諸団体のご指導、ご支援、並びに会員事業場の皆様のより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、平成から新しい元号へ替わる本年、皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶



鶴見労働基準監督署
署長

鹿島俊樹

平成31年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。また、神奈川労務安全衛生協会鶴見支部の皆さんには、日ごろから当署の業務に多大なるご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年の労働行政の最大の課題は、やはり、働き方改革であると思います。

働き方改革を推進するための法律の改正等の内容は、労働時間法制と健康確保措置については、①残業時間の上限規制②年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務付け）③月60時間超残業の割増賃金率の引上げ（中小企業に対する猶予の廃止）④労働時間の客観的な把握（企業に義務付け）⑤「フレックスタイム制の拡充」⑥「高度プロフェッショナル制度」の創設⑦産業医・産業保健機能の強化⑧「勤務時間インターバル」制度の導入促進です。

また、雇用形態に関わらない公平な待遇の確保については、①パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者の不合理な待遇差をなくすための規定の

整備②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備です。

このうち、残業時間の上限規制は、時間外労働時間と休日労働時間の合計時間を法律で規制し、労使の合意の有無にかかわらず月100時間を超えるような残業ができないようにするもので、70年前に制定された労働基準法における初めての大改革になりますが、これ以外にも、年5日間の年次有給休暇の取得や雇用形態による不合理な待遇差の是正等の従来の制度の大幅な改正があり、実施に当たる事業主や担当者の方は大変なご苦労をされるかもしれません。しかし、このようなときこそ、神奈川労務安全衛生協会のような場で、情報を共有し、みんなで考えるといった活動が真価を発揮するのではないかでしょうか。

働き方改革に紙幅を割いてしまいましたが、ほかにも、フルハーネス型の墜落制止器具を使用することを原則とする政省令改正の周知、ストレスチェックや化学物質のリスクアセスメントの適切な実施体制の定着等、皆さまのご協力をいただいて取り組まなければならない重要な課題が山積しています。

最後になりましたが、貴会及び会員事業場の益々のご発展と本年の皆さんご多幸を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶



鶴見安全衛生協力会連合会会長
ジャパンマリンユニテッド横浜協力会会长

浜島祥二

神奈川労務安全衛生協会鶴見支部の皆さん 明けましておめでとうございます。

平成最後の新年を迎えたことになりますが、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、昨年10月中旬に25年ぶりに横浜で開催された全国産業安全衛生大会は、全国より1万1千人を超える出席者が集まり、大盛況となりました。

改めて皆さんのが積極的なご参加に感謝申し上げたいと思います。

昨年を振り返ってみると、やはり何と言っても数多くの自然災害に見舞われた年だったとの思いがあります。全国的・記録的な猛暑の一方で、7月豪雨に続き台風21号、胆振東部地震と、様々な形で我が国が襲われ、いやがうえにも常日頃からの防災意識の高まりをもたらす結果となりました。

また、「働き方改革」についてはいよいよ法施行を

迎え、鶴見労基署からも一部企業に対して具体的な内容の説明がありました。その一方で、外国人労働者の雇用拡大についても国会で審議されるなど、変わりつつある「雇用環境」の問題が大きくクローズアップされた年でもあったと思います。

さて、改めて当地の昨年の安全成績の結果を見てみると、我が鶴見管内はともかく、神奈川県全体においては重大災害の増加傾向が更に継続するという状況となってしまいました。平成30年度は第13次労働災害防止計画の初年度にあたっておりますが、誠に残念な結果と言わざるを得ません。このような現状を真摯に受け止めて各業種における「挟まれ・巻き込まれ災害」「墜落・転落災害」「交通事故」等の撲滅に向け、関係者が一体となって危険予知・予防活動の徹底など、様々な対策を講じていく必要があると考えます。

今年も鶴見労働基準監督署のご指導の下、労安協鶴見支部の仲間の皆さんと連携を深めながら、「安全・健康の決意新たに‘トップの率先現場の改善’」の実現に向けて邁進する覚悟であります。

本年も会員各社のご繁栄と、ご家族を含めた皆さんのご健康を心よりお祈りして、年頭のご挨拶いたします。

働き方改革の推進 労働安全衛生法・じん肺法関係の改正 産業医・産業保健機能強化

(平成31年4月1日施行)

鶴見労働基準監督署

(1) 医師による面接指導が強化されます。

- ① 一般の労働者（安衛法第66条の8）

時間外労働・休日労働が月80時間を超え、疲労の蓄積が認められ、自ら申し出た場合、面接指導の対象となります。（安衛則第52条の2）（月100時間超から月80時間超に対象者が拡大されます。）

- ② 新たな技術、商品または役務の研究開発に係る業務に従事する労働者（安衛法第66条の8の2）

時間外労働・休日労働が月100時間を超えて労働した場合、申出なしで医師による面接指導を実施することが義務づけられます。

- ③ 高度プロフェッショナル制度の対象労働者（安衛法第66条の8の4）

健康管理時間が月100時間を超えて労働した場合、申出なしで医師による面接指導を実施することが義務づけられます。

「健康管理時間」とは、「事業場内にいた時間」と「事業場外で労働した時間」の合計をいいます。

(2) 労働時間把握義務が強化されます。（安衛法第66条の8の3、安衛則第52条7の3）

客観的な方法（タイムカードによる記録・パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等）、その他適切な方法により労働時間を把握することを事業者に義務づけられます。把握した労働時間の記録については、3年間の保存が義務づけられます。

(3) 産業医の活動環境が整備されます。

- ① 産業医に労働者の健康管理等を行うのに必要な情報を提供することが義務づけられます。

（安衛法第13条第4項）

産業医に提供を義務づける情報は次のとおりです。（安衛則第14条の2）

- 健康診断、面接指導を実施後の就業上の措置の内容

- 80時間超の時間外労働・休日労働を行う労働者の氏名、時間外労働・休日労働時間数

- 産業医が健康管理等を行うために必要な労働者の業務に関する情報

- ② 産業医の事業者への必要な勧告の実効性が確保されます。

- 産業医の事業者への勧告について、衛生委員会または安全衛生委員会への報告が義務づけられます。
（安衛法第13条第6項）

- 産業医が勧告をする場合は、あらかじめ事業者の意見を求めなければなりません。
（安衛法第14条の3）

- 衛生委員会又は安全衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容等の記録し、記録については、3年間の保存が義務づけられます。（安衛則第23条第4項）

(4) 産業医等に直接健康相談ができる環境整備が整備されます。

- ① 産業医の業務に関する事項を労働者に周知することが義務づけられます。

（安衛法第101条第2項）

- ② 産業医の周知を義務づける事項は次のとおりです。（安衛則第98条の2第2項）

- 産業医の業務の具体的な内容

- 産業医に対する健康相談の申出方法

- 健康情報の取り扱い

(5) 健康情報の取り扱いルールが明確化・適正化されます。

- ① 労働者の健康情報の取扱いに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で行うことが義務づけられます。（本人の同意がある場合を除く。）

（安衛法第104条第1項・じん肺法第35条の3第1項）

- ② 労働者の健康情報を適正に管理するために必要な措置を事業者に義務づけます。

（安衛法第104条第2項・じん肺法第35条の3第2項）

③ 厚生労働大臣は、事業者による健康情報の取扱いの適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表します。(必要に応じて指導等ができます。)

(安衛法第104条第3項、4項・じん肺法第35条の3第3項、4項)

○ 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針
『指針の目的』

- ① 労働者が、不利益な扱いを受けるというが不安なく、安心して産業医による健康相談を受けられるようにする。
- ② 事業者が労働者の健康の必要な情報を取得して、労働者の健康確保措置を十分に行えるようにする。

神奈川県最低賃金の改正について

(発効日 平成30年10月1日)

鶴見労働基準監督署

神奈川県最低賃金（地域別最低賃金）が平成30年10月1日から27円引き上げられ、時間額983円（改正前956円）となりました。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外労働・休日労働に対する割増賃金、深夜割増賃金は最低賃金額との比較に当たって参入しません。東京都最低賃金も平成30年10月1日から27円引き上げられ、時間額は985円（改正前958円）に改正されています。

「墜落制止用器具」（安全帯）の改正について

(平成31年2月1日施行)

鶴見労働基準監督署

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘され、胴ベルトによるこれらの災害発生が確認されていることから、原則、「フルハーネス型」を使用する内容の安衛法改正が行われました。（高さ6.75m以下では、墜落時に地面に到達するおそれがあるので、「胴ベルト型（1本つり）」を使用することも可能です。）

「安全帯」の名称は「墜落制止用器具」に変更されます。（安衛令第13条第3項第28号）

改正後、「墜落制止用器具」として認められるのは、「フルハーネス型（一本つり）」と「胴ベルト型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト（U字つり）」の使用は認められません。

改正法令に基づく「墜落制止用器具」は、2019年（平成31年）2月1日から使用可能となります。経過措置（猶予期間）により、現行の構造規格（平成30年12月現在）に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）が使用できるのは、2022年1月1日までとなります。

平成31年2月1日から、「高さ2m以上で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型を用いて行う作業」は、安衛法第59条第3項、安衛則第36条第41号の特別教育の対象業務として、法令の適用（経過措置なし）を受けます。特別教育の違反となる例としては、特別教育を行わずにフルハーネス型の墜落制止用器具を使用して、高さ2m以上の抱き足場、鉄骨上、幅40cm未満の足場板上での作業を労働者に行わせる場合等が挙げられます。

上記の特別教育対象業務を行う場合においては、①フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者②胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者③ロープ高所作業特別教育受講者④足場の組立て等特別教育受講者は、①～④の区分に応じて、学科、実技の科目の一部の省略できます。（特別教育規程第24条、安衛則第37条）

* 働き方改革、最低賃金、墜落制止器具のお問合せは、鶴見労働基準監督署（電話045-501-4968）へ

経営首脳者労務安全衛生セミナー 開催される！

平成30年10月30日（火）、ホテルリブマックスにおいて「経営首脳者労務安全衛生セミナー」が開催されました。今回は34名の方々に参加いただきました。このセミナーは神奈川労働局・鶴見労働基準監督署のご後援を賜り、鶴見管内の災害防止団体との共催により毎年開催される事業です。今年度は支部長会社であるAGC（株）京浜工場の青木様に司会をお願いしました。

最初に支部長のAGC（株）京浜工場の神田工場長様より開会の辞を頂き、引き続いて鶴見労働基準監督署長の鹿島様にご挨拶を頂き更に、（公社）神奈川労務安全衛生会専務理事の渡辺様よりご挨拶を頂きました。

次に神奈川労働局労働基部・安全課長の原田様より「働き方改革推進法における労働時間法制等について」のテーマでご講演頂きました。

なぜ「働き方改革」が必要なのか、我が国における労働時間等の現状と現行の労働時間法制、そして「働き方改革実行計画」と「働き方改革推進法」、また改正のポイント（労働時間法制等の見直し）について、パワーポイントを使って大変判りやすく、丁寧に説明して頂きました。

次に『働き方改革・生産性向上の本質にあるもの』～仕事効率を上げる風通しの良い組織作り～と題して、フリーエージェントインク（株）代表取締役、三宅様より特別講演を頂きました。先生は、大手企業にて現場と本部でチームのビルディングの実践部門を経て、前述の会社の代表となられました。又、日本焚き火コミュニケーション協会の代表理事でもあります。

講演内容は、職場において風通しの良いコミュニケーション関係を構築し、管理者と部下の間に隠し事や不満・不安のない体制を作ることは、職場の雰囲気を活性化させ作業効率をあげることにつながります。コミュニケーションの基本は「相手に关心を持つこと」そして、チーム（組織）は個人の集合体であり、1人ひとりとしっかり向き合い、気をかけてあげ認めてあげること。

働き方改革が叫ばれる中、如何に生産性を上げて、長時間労働を制御していくのか等、大変参考になる内容でした。

先生のお話は、参加事業場の経営トップの方や幹部、管理者等多くの受講者に非常に参考になったと思います。

最後に副支部長会社である（株）京三製作所の井戸様より閉会の辞を頂き、閉会となりました。セミナー開催に当たってご協力頂いた企画会員、役員、及び災害防止団体の皆様に感謝致します。



ボイラ技術研修会（施設見学会）

平成30年10月26日（金）ボイラー管理技術研修会が実施されました。今年は（一社）日本ボイラー協会神奈川支部と合同で実施され、うち鶴見地区会会員及び事務局から6名が参加した。今年は、東京臨海熱供給株式会社（青海地区）を訪問し、熱供給設備やボイラー設備を見学・研修しました。

東京臨海熱供給株式会社は、平成2年に臨海副都心地区の地域冷暖房の供給会社として設立されました。平成5年に熱供給事業法に基づく事業許可を受け、平成7年から臨海副都心のオフィス、テレビ局、店舗、病院、レジャー施設、展示場、ホテル、国の防災拠点等の施設に、冷暖房・給湯用の熱供給を行っています。

44.2haの広大な臨海副都心は、台場地区、有明地区、有明北地区、青海地区の4つの地区に分けられ、その内、有明北地区を除く3地区、約30.5haが「熱供給区域」に指定されています。今回見学した青海地区は臨海副都心の南西に位置し、中核となるテレコムセンターと複数の業務用ビル群に加え、リゾート、学術・研究施設、テレビスタジオ、官庁施設など、多様な施設が建設されており、熱供給設備として、ボイラーや冷凍機などの

設備を見学しました。ボイラーは炉筒煙管ボイラー（24t/h×3缶、14t/h×1缶）が設置され、温水製造用のボイラーとして使用していました。見学した時期は稼働の低い時期と言う事もありボイラーも1台のみの運転となっていましたが、設備や構内について所員の方々が丁寧に説明下さりました。見学後の質疑応答・意見交換をして終了となり、大変有意義な研修会となりました。



鶴見地域産業保健センター

～地域産業保健事業～

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご活用ください。

詳しくは、ホームページをご覧ください（<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>） 神奈川産保で検索

鶴見地域産業保健センター
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-4-22
医師会内
Tel 045-521-2738 fax 045-521-2738
turumi-sando@sky.bbexcite.jp

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1
第6安田ビル3階
Tel 045-410-1160 fax 045-410-1161

独立行政法人
労働者健康安全機構

＜小規模事業場向けサービスの内容＞

支援は全て無料です！

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

第77回「全国産業安全衛生大会 in 横浜」行われる！

平成30年10月17日(水)～19日(金)の3日間、横浜アリーナ・パシフィコ横浜・はまぎんホール等に於いて、「安全・健康の決意新たにトップの率先 現場の改善」をテーマに、全国産業安全衛生大会・2018 in 横浜が開催されました。

1日目の横浜アリーナ・総合集会では、25年ぶりにこの横浜の地で開催される本大会を契機に、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たにし、すべての関係者が一丸となって、労働災害防止対策に取り組むことをここに誓う、大会宣言で始まりました。2日目・3日目は新都市ホール・はまぎんホール等の各会場に分かれ、11分科会の発表が行われ、同時にパシフィコ横浜展示ホールでは、縁十字展2018も開催されました。

全国から約11200名の参加があり、当支部としては212名の参加、そして大会運営のお手伝い等、誠にありがとうございました。

又、当支部からは、記載の3名の方が発表されました。改めて感謝申し上げます。

発表者(順不動)

萩野 裕輔氏 東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所
岡部 桂子氏 JFEエンジニアリング(株)
久保 絵美子氏 JFEエンジニアリング(株)(ポスターセッション)



謹賀新年

「みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える年末年始」



平成31年元旦

役員事業場一同

J E F エンジニアリング(株)	A G C(株) 京浜工場	キリンビール(株)横浜工場
(株) 京三製作所	東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所	旭硝子(株)京浜工場 安全衛生協力会
(株)京浜マリン製作所	(株)J-オイルミルズ横浜工場	J F E 環境(株)
東亞合成(株)横浜工場	東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所 安全衛生協力会	太平洋製糖(株)
(株)京浜コーポレーション	東洋製罐(株)テクニカルセンター 横浜工場	保土谷化学工業(株) 横浜工場
三菱ケミカル(株) 鶴見事業所	森永製菓(株)鶴見工場	ジャパンマリンユナイテッド(株) 横浜事業所 鶴見工場
ジャパンマリンユナイテッド 横浜協力会		